

國學院大學學術情報リポジトリ

米国議会図書館に遺された接收文書

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 上山, 和雄 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001440

米国議会図書館に遺された接収文書

上 山 和 雄

論文要旨

本稿は、1991年度に本学から1年間の在外研究の機会を与えられ、米国議会図書館日本課書庫における調査を許可され、書庫になお残っていた接収文書の中から、筆者が興味を持ち、コピーとマイクロで収集した10点の文書を紹介したものである。

戦争中から戦後にかけてのワシントン・ドキュメント・センターの活動、米国に搬送された接収文書のその後などについて記し、史料の内容と意義について明らかにした。それらの中で注目されるのは、①戦争末期、中国本土から様々な手段で日本に連れてこられ、鉱山や工事現場で働かされた華人労務者の帰国に際して作成された調査記録、同じく戦時期に朝鮮から徴用されて日本各地で土木工事などに従事した朝鮮人の、戦後直後の集団帰国に際して作成された文書、②石版刷りと思われる多くの図解入りで記された「反軍策動其他二関スル参考」、③大正末期から昭和初年の、1500枚に及ぶと思われる「要視察人名簿」、である。本稿では、特に③について詳細に記した。

はじめに

手元に、表1に示した10点の文書のコピーがある。これらは、筆者が本学（國學院大學）より1年間の在外研究の機会を与えられ、米国メリーランド州立大学に滞在している間に、米国議会図書館アジア部日本課の未整理図書・文書の中から収集したものである。

在外研究の主たる目的は、1986年から始めていた、アメリカの国立公文書館に収蔵されている日系企業接収文書の調査・研究であった。86年以降いくつかの機関から資金を得て、毎夏のようにワシントン D.C. の米国国立公文書館本館、メリーランド州スートランドの分館で調査を行う一方、豊富な日本関係図書を収蔵している議会図書館日本課も訪問し、図書などを閲覧していた。こうした調査のまとめとして、91年度に1年間の在外研究の機会を得たのである。

1985年前半は1ドル250円前後で推移していたのが9月のプラザ合意により、急速に円高が進み、翌年夏には150円前後にまで急騰した。円高と好調な日本経済の恩恵が私たち

日本近現代史を専門とする者にも及び始めたのであった。粟屋憲太郎氏(当時、立教大学)・吉見義明氏(中央大学)らが、公文書館所蔵の連合国軍最高司令部(GHQ/SCAP)文書や国際検察局(IPS)文書の調査により、日本軍が大陸で行った化学戦・細菌戦の実態や当時の最高指導者の証言記録、押収された日記などを次々に明らかにしていた。

近現代史の研究者の間ではよく知られているように、米国の議会図書館と国立公文書館には、日本関係の図書・文書が大量に所蔵されている。現代戦においては情報が大きな役割を果たし、米国はとりわけ敵・味方の情報収集と分析に力を注いだこともよく知られている。米国陸軍省副官部には、戦場で敵が遺棄した鹵獲文書の分析などを統括する“The Military Document Center”があり、1944年半ばに陸海軍合同の“Washington Document Center”が組織され、45年には同センターが日本語文献を扱う中心的組織となる。

米国だけでなく、太平洋の広大な戦場で戦うオーストラリアなども日本語文献分析の必要に迫られ、42年9月に通称ATIS(“Allied Translator and Interpreter Section, Southwest Pacific Area”、南西太平洋連合軍通訳翻訳局)が組織されていた。45年になると米国は戦後処理計画立案を本格化し、その一つとして武力的な本土進攻を伴わないブラックリスト作戦を策定し、さらに日本がポツダム宣言を受け入れる直前の8月8日には、日本の降伏後に戦争責任を追及するための資料を収集する目的で、資料の接收対象と手順を定める。

WDCの先遣部隊は1945年11月29日に到着し、官公署・陸海軍は言うまでもなく、戦争や対外進出に関係があると思われるあらゆる施設に調査に入り、書類・図書を接收していった。WDCは進駐後5か月の間に47万点に及ぶ文書と図書を接收し、それらのほとんどをワシントンD.C.、ポトマック河畔に急造されたWDC図書館に搬送し、WDCは46年前半には帰国し、その業務はATIS文書課に引き継がれ、そこに集積・リスト化された文書などもWDC図書館に搬送された。WDCには50万点に及ぶ文書・資料が搬送され、そのうち27万点は刊行物であり、その中には和綴本の古典籍なども含まれていたという。それらの中から極東軍事裁判の訴追に必要なものが選択されたが、大部分は、裁判の用をなすようなものではなかった。

WDCはCIGを経て47年に設置されるCIA(“Central Intelligence Agency”)に吸収され、接收された図書は議会図書館、文書は国立公文書館に分割収蔵されることになる。議会図書館に残された図書のその後などを研究された和田敦彦氏によれば、米国関係者は当初から積極的に日本文献の専門図書館を構築しようとしていたという。議会図書館では日本関係文献に関心を持つ米国の大学図書館に呼び掛け、彼らの負担によって議会図書館資料の整理を進める一方、参加大学の日本関係図書の充実にも資する方法を編み出して

いった¹。

接收された日本側では、外務省が最も早く返還を求め、1949年以降、外務省文書は順次返還され、58年には陸海軍文書も防衛庁に返還された。当時なお返還されず、整理途中であった議会図書館に収蔵されていた資料の概略を記しているのは、鹿野正直氏である。鹿野氏は1965年の夏、米国議会図書館に通われ、「書庫のうち日本課の管理する箇所を自由に歩き回る機会」を与えられ、整理進行中の様子を記されている。「大部分は未整理であって書庫内の書棚に積み重ねられてあった」とし、「整理済みの文書」と「未整理の文書」に分けて「全文書のなかばに達するか達しないか」の文書名を記されている²。その後も議会図書館日本課職員の手によって整理され、マイクロ撮影のあと1974年に日本に返還された。これらの文書は71年に設立されていた、日本の国立公文書館に収蔵された³。

筆者が日本課の書庫に入ることを許されたのは、在外研究も残り少なくなってきた91年の冬になってからであった。書庫の棚には、登録番号を付されていない未整理の図書・雑誌などの刊行物が大量に残され、さらに書棚には日本で見慣れている綴などの原文書もそこかしこに遺されていた。逐次刊行物については、日本の国立国会図書館の関係者（星恵

表1 米国議会図書館日本課からの収集文書

1	①「移入労務者訓練及取扱要綱 財団法人中央協和会」 表紙に秘 SHIPPING ADVICE#10097 SACK#7 ITEM# ②「移入労務者訓練及取扱要綱・出動労務者訓練服務心得準則 財団法人中央協和会」 表紙に秘 SHIPPING ADVICE#10097 SACK#7 ITEM#
2	「昭和16年起 朝鮮人名簿 チューロ巡査駐在所」 索引 人名（日本名259人）1人に付1枚（B5ほどの用紙、謄写印刷用紙）
3	「第28号 半島移民関係」 279枚、南洋興発株式会社用箋が多い
4	「内鮮調査報告書類編冊」 “Report on the investigation of Koreans” 45p SHIPPING ADVICE#10102 SACK#76 ITEM#67
5	「婦鮮関係編冊」 SHIPPING ADVICE#10102 SACK#76 ITEM#34 「集団朝鮮人婦鮮輸送計画資料 長野県 長野管理部関係」 松代町西松組出張所 2032人以下29か所
6	「雑纂」 「383910318.106」のシール貼付
7	「第二号 華人労務者調査書類」 茨木県日立市宮田3453番地 日本鉱業株式会社 日立鉱山事務所 SHIPPING ADVICE# SACK# ITEM#
8	「反軍策動其他ニ関スル参考」 SHIPPING ADVICE#10097 SACK#8 ITEM#37
9	「軍事極秘 第二二四二号 事変の教訓 第七号 化学戦の部」 調製年月日 昭和14年4月15日、調整部隊教育総監部、紙数表紙共26枚
10	「要視察人名簿」 “List of Dead Radicals, arranged alphabetically” Sack#4 Item#3

美氏)により、陸海軍関係の刊行物については防衛大学校の田中宏巳氏により、中国関係の文献については当時アジア経済研究所に勤務されていた井村哲郎氏によって整理が進められていた。このような状況であったから、筆者も書庫への立ち入りを許されたのであろう。筆者は田中氏や井村氏らの助言を受けつつ、書庫の内部で主に東南アジア・南洋関係の報告書、横浜関係資料などの調査にあたった。

日本から訪れた研究者やライブラリアンは、主に図書や逐次刊行物の調査に当たっていた。しかしなお返還から漏れたかなりの文書があることは指摘されていたが、それら未返還文書は、同じフロアの我々がアクセスできないブロックにすでに別置してあると聞かされていた。それらは日本課職員 Yoshiko Yoshimura 氏らによって整理、マイクロ化され、既返還分も含む文書の詳細な日本語リストも2009年に刊行されている⁴。

重要な文書は既に別置されているとは聞いていたが、書棚にはなお残されていたのである。それらの文書の中から、興味深そうな書類をコピーとマイクロで持ち帰ることとした。ここに紹介するのは、この書棚に残されていたなかからコピーとマイクロで持ち帰った文書である。

一 各文書の概要

1 ①「移入労務者訓練及取扱要綱 財団法人中央協和会」、②「移入労務者訓練及取扱要綱・出勤労務者訓練及服務心得準則 財団法人中央協和会」

1941年12月27日、厚生省が出した「朝鮮人労務者内地移入」に関する通牒に基づき、中央協和会は朝鮮人労務者問題研究委員会を設け、その調査に基づき「取扱要綱」と「服務心得準則」を作成する。そして42年2月23日、厚生省3局長と内務省警保局長から警視總監・各地方長官宛に、要綱と準則に基づき実施するよう通牒を発出する。

この資料は、その通牒と、要綱・準則を掲載したものである。「取扱要綱」は、一指導方針、二訓練施設、三指導員・再教育、四労務者処遇、五表彰、六食料並食事訓練、七職場内協和、の七項からなり、「服務心得準則」は朝鮮人労務者が作業中から日常生活まで心得るべき項目20か条を示したものである。全文活字で1の①は19頁、②は22頁である。

日中戦争の開始以来、内地の労働力不足を補うため、まず朝鮮・台湾から労働力の調達が図られたことはよく知られている。この問題に関する資料集として、『戦時外国人強制関係資料集』⁵、『戦時強制連行・労務管理政策』⁶、『協和会関係資料集』⁷などいくつかの資料集が刊行されている。筆者の調べた範囲では、この文書を見ることはできなかったが、移入労務者取扱のまさに基本を定めたものであり、この分野の研究者にとっては既知の文

書であろう。

2 「昭和十六年起 朝鮮人名簿 チューロ巡査駐在所」

この綴は表紙に続いて日本名と朝鮮名の混在した259名の人名索引があり、続いてB5（カ）の謄写印刷した用紙1枚に1人ずつ、本籍・職業・氏名・生年月日・変名・現住所の順で記され、広い備考欄がある。

最初の金東元を紹介しておこう。本籍は全南光山郡大村面陶村里、職業は日雇、明治34年12月2日生、本名金本仲原、現住所チューロ直営農場、備考を順に記すと「戸主続柄 戸主本人」「前住所 本籍地」「宗教 仏教」「学歴 不就学」「言語 内地語通ゼズ」「経歴 農業従事、飴製造行商」「身体人相 身長五尺二寸、額禿上り、特長 痘痕顔面全体ニアリ」と記されている。他の者の住所には「テニアン島新湊」「テニアン島コーヒー直営」などが見られ、家族については記載のないものが多いが、「独身」「存妻」と記したものも見られる。「経歴」には、来島に至った経過をある程度記した人物もある。電子コピー259枚である。

この名簿は、『戦前・戦後検閲資料及び文書（1956年以前） 米国議会図書館マイクロ化資料チェックリスト 第3巻』の「南洋庁関係文書 Part2」のリール7に収められている。

3 「第28号 半島移民関係」

この資料もコピー279枚に及ぶ大部なものである。南洋興発株式会社のソンサン農区から直営農場直営移民係担当者宛や、テニアン製糖所長からテニアン出張所長宛の、1941年から44年にかけての様々な報告書である。労務者の本籍・日本名・年齢・雇用期間などを記した「朝鮮労務者個人別調査票」「朝鮮労務者就労状況報告書」「半島移民貯金並送金状況成績調」「徴兵適齢者報告」などからなっている。こうした一般的な報告書に加え、要請に応じて作成したと思われる「全羅北道出身朝鮮移住労働者稼働状況調査報告書」などもみられる。

この文書も2のチューロ巡査駐在所の朝鮮人名簿と同様、チェックリストに入っている可能性があるが、確認できなかった⁸。

4 「内鮮調査報告書類編冊」

この文書は、内容、使用罫紙から判断して長野県関係のもので、1945年9月中の長野県内工事現場などに集住する朝鮮人の集団帰国に関する各事業場、警察署からの報告からなっている。表紙に“Report on the investigation of Koreans”と記され、電子コピー45枚

である。

最初の頁は、9月18日付特高課外事より動員課長他4課長宛「集団朝鮮人ノ第一回帰鮮輸送ニ関スル件」と題するもので、第一回は9月19日から21日にかけて、小県郡浦里村東部軍工事場の戸田組・西松組・丸大組の400人、乗車駅は上田駅とされているが、着駅・経路などは記されていない。備考には「官斡旋労務者ニシテ八月十五日以降工事中止ニヨリ食料ノ略奪其他治安上憂慮スベキモノニ付、至急送還ノ要アルモノ」と記されている。

「株式会社熊谷組」の罫紙で45年9月10日付の、日本発送電株式会社平岡水力発電所建設工事に従事していた労務者とその家族大人251、小人65（12歳以下、乗車賃半額）、幼児（5才以下、乗車賃無料）76人の飯田線満島駅からの乗車願い（同社平岡作業所長より名古屋鉄道局甲府管理部長宛「半島人労務者送還輸送申込願」）、伊那警察署長より県警察部長宛9月15日付清水組大萱軍需廠建設工事に従事していた大人366、小人34人の伊那北駅からの「帰鮮者調査」、諏訪署からの日本鋼管鋳業株式会社諏訪鋳業所の徴用鮮人186人の茅野駅からの輸送の文書が続き、長野警察署長より県警察部長宛「一般既往朝鮮人ノ帰鮮希望ニ関スル件」（管内総戸数208戸956人のうち帰国希望者40戸183人との報告書）などが綴じられている。

5 「帰鮮関係編冊」

この文書も4と同様、長野県の朝鮮人労務者帰国関係である。手元のものはA4コピー196枚であるが、B4用紙を二つ折りにした綴りをA4にコピーしており、実際は100枚前後の綴である。表紙には、“Letters concerning the repatriation of Koreans”と記され、コピー時に印字したと思われる頁数が記されている。最初に4と同じ帰鮮輸送計画資料が綴じられ、続いて「移入朝鮮人労務者名簿 社団法人土木工業協会」と記した用箋に、「企業者運輸省 工事件名東部軍マ（一〇、四）工事 会社名株式会社西松組」と記した「移入朝鮮人労務者名簿」が続き（6～30頁）、計405人と記される。その次に異なる用紙に本籍地・氏名・年齢・行先駅名を記した名簿が続き（31～44頁）、さらに45頁からは本籍地・氏名・年齢・行先駅名を記した家族単位と思われる名簿が89頁まで続き、大人1200人、小人261人、幼児192人、計1653人と集計されている。

90頁以降、大町警察署長からの帰鮮者調査報告、松本警察署長からの朝鮮人移入労務者輸送計画、長野警察署長からの集団帰国調査、鹿島組松代作業所からの家族を含む総員79人の「半島労務者帰国者名簿」、運輸省松代建設隊須坂作業隊所長から新潟鉄道局長野管理部長にあて、名簿を添えた輸送への配慮の「御願書」（131～171頁）、元皇国第709工場建設作業場株式会社石田組須坂出張所長より新潟鉄道局長野管理部長宛の家族を含む154

表2 長野県管内朝鮮人集団帰郷希望者調

長野管理部関係						
	就労事業場名	同上責任者名	作業別	帰郷者数	乗車駅	輸送責任者
1	埴科郡松代町西松組出張所	矢野亮	土建	大1445小331幼256、計2032	屋代駅	武岡信雄外7名
2	小県郡塩川村三恵製作所	栗野麟三	同	大20小7、計27	大屋駅	塩川村重光徳夫
3	北安大町皇国399工場	松本弘	同(工員)	大84外1、計84	信濃大町線大町	鈴木理三郎外1名
4	同工場土建部	相模三蔵	土建	大45小3、計48	同	大川武雄
5	同工場土建部		同	大47小24、計71	同	星本青春
6	同工場土建部下川組	下川幸江	同	大49、計49	信濃大町線神威	田中栄治
7	同工場土建部金森組	金森孝俊	同	大52小9、計61	同 中上	金森幸俊
8	長野採鉱 K.K 長野鉄山飛鳥組	山口仁生	採鉱	大91小5幼5、計101	信越線柏原駅	鈴木熊次郎
9	上水内郡柏原村黒姫国有林製炭事業場	県林務課長	製炭	大17小6幼2、計23	同上	岡谷市橋原新本章二
10	北信土木建築株式会社	野沢市太郎	土建	大128小20幼19、計167	長野駅	長野権堂畑山利平
11	下高井郡堺村中野単板会社	市川信友	同	大12小4、計16	長野駅	中野町金田茂
12	運輸省松代建設隊須坂作業所	石黒巖	同	大358小80幼86、計524	長野駅	上野六巳外6名
13	上高井郡須坂町皇国709工場建設作業場	高倉鉄雄	同	大106小25幼21、計152	長野駅	鈴木熊之助外3名
14	下高井郡平岡村高水土建作業場	戸谷金蔵	同	大31小12、計43	長野駅	浦松吉太郎
15	更級郡更科村若宮軍需工場建設部	植松善作	同	大40小10幼4、計54	篠ノ井駅	柳沢千代美
16	更級郡塩崎村軍需工場塩崎建設作業場	川島武雄	同	大15小5、計20	同	岩下義雄
17	陸軍糧秣松本建築工業西條作業場	野口金一郎	同	大116小21、計137	西條駅	星川三郎
18	大倉土木西條作業場	本田治歩	同	大40小3、計43	同	和田常雄
19	熊谷組松本軍師第500部隊作業場	西崎栄一	同	大1119小21、計1230	松本駅	
20	大林組松本作業場	齊藤正樹	同	大119小15、計134	同	人目信
21	飛鳥組渡多作業場	鳥田金太郎	同	大176小43、計219	同	中澤栄貴
22	鴻池組松本作業場	大坪安雄	同	大46小16、計62	広丘駅	藤原克雄
23	北佐久岩村田熊谷組作業場	高須伝治	同	大183小17幼26、計226	小諸駅	
24	松本土建工業株式会社	山口久四郎	同	大68小4、計72	松本	杉原政一
25	東部軍鹿島組松代作業場	玉野治助	同	大67小7幼5、計79	屋代駅	
26	東部軍浦里工事西松組	矢野亮	同	大399小152、計546	上田駅	
27	同 戸田組	升長銀作	同	大88小25、計113	同	
28	同 丸田組	橋田久馬	同	大5小7、計12	同	
29	株式会社志賀鉱山作業場	福安□一	採鉱	大75小29、計104	長野駅	平島千文
甲府管理部関係						
1	清水組大萱軍需廠工事場	藤本清美	土建	大366小34、計400	飯田線伊那町	山本巳生外2名
2	大倉組土木株式会社上松作業所	宮下純	同上	大156小28、計184	中央線上松	渋谷隆一
3	日発水力三岳発電工事場間組	松垣一夫	同上	大15、計15	中央線上松	岡本外山
4	日発水力発電御嶽工事場鹿島組	鈴木和夫	同上	大206小21、計227	中央線木曽福島	小竹良吉
5	福島町土木建築業	成田正一	同上	大80小20、計100	同上	成田正一
6	日発水力発電平岡工事場	熊谷太三郎	同上	大252小65、計317	飯田線満島	田中喜一外3名
7	日本鋼管鉱業株式会社諏訪鉱業所	高野大二郎	鉱業	大186、計186	中央線茅野	長林甲夫外4名

出典：長野管理部は「内鮮関係編纂」、甲府管理部は「内鮮調査報告書類編冊」による。

人分の名簿を添えた45年9月8日付の「願書」、「松代西松組第二回」と表書きした家族を含む173人の名簿などである。

朝鮮人・中国人労務者の送還・帰国については、『戦時外国人強制連行関係資料集 Ⅲ 朝鮮人2 中巻』（明石書店、1991年）解説において、林えいだい・加藤博史氏が北海道の炭鉱を対象に明らかにしている。筆者が収集してきたのは、本土決戦に備え、松代大本営建設や京浜地区の軍需工場移転、発電所用ダム建設、飛行場などの建設のために多くの朝鮮人徴用工が投じられた長野県の簿冊である。朝鮮への帰還が具体的にどのように行われたかを示す資料ではないが、1945年9月の段階で長野県各地の建設現場・工場に、どれ程の朝鮮人がいたかを示してくれる資料である。

表2は、4と5にまとめられている、長野県内の鉄道管理部ごとの集団帰鮮希望者調である。戦争末期、長野県には松代大本営、秋水基地にも予定された松本飛行場などの軍事施設のみでなく、民間軍需工場などの移転、ダム建設工事などが相次ぎ、その労働者として大量の朝鮮人・中国人労務者が投入された。両管理部を合わせ、36工事現場、総計7879人が集団帰鮮を希望している（9と19の合計が合わないが、そのままとした）。意外なのは、そのうち1490人が小人・幼児であることである。中でも1の松代の西松組は小人・幼児が587人にも達している。この表が長野県内の移入朝鮮人労働者のどれほどの割合を示しているのかは、明らかにできない。

6 「雑纂」

この文書も長野県関係のものと思われる。表紙に「雑纂」とだけ記され、ステープルで留められた数枚の文書をいくつか併せ、細い紐で綴じ、全体で数十頁の薄い綴りである。表紙には「383910」「318.106」の数字が記されている。この綴には菊蒔版印刷と思われる全12項8頁の「華人労務者帰国取扱要領」、謄写印刷12頁の「華人労務者在日感想文綴 間組戸壽出張所」という文書、「内地在住朝鮮人数 状況統計図 昭和十八年三月 中央協和会」という表紙の、内地在住朝鮮人数・分布状況・出身地・職業・国語使用状況などをグラフで示した謄写印刷の綴などが綴じられている。

「華人労務者帰国取扱要領」は45年9月20日に定められたもので、後述の「外務省報告書第一分冊」に掲載されている。「在日感想文綴」は連合国と中華民国からの追及を免れるため、戦後直後から外務省を中心に行われた戦後処理工作の一つである。9月23日、華人労務者代表（小隊長）7人に対し、6項目の「感想文」を書かせ、それを翻訳したもので原本は戸壽出張所にあるという。

項目は①待遇、②日本の風俗、③再渡日の希望如何、④警察官・組員その他日本人の態

度・扱い方、⑤労工協会との契約の実行について、⑥死亡者・病人の原因、である。戸壽の労務者の多くは長野県下伊那郡大鹿村の御嶽作業場を経て戸壽に来ている。①の待遇については、当初の話と異なり衣服の支給もなされず、「作業は激しく且食料不足にて、組員の態度につい総て契約と相反したものであった」とする一方、戸壽に来てからの待遇は良好であるとする。病人が多いこと、死亡者もあったことを指摘するが、その原因を戦時の所為とするなど当たり障りのない記述が多い。ただ全員に共通しているのは、労工協会との契約に関する記述である。「労工協会の話しでは行先は大連との事で有った。然るに我々は日本に連行されて来た、其の間の事情は誰も知らない」と、全員が大連に行くという前提で乗船したと述べている。この感想文には、彼らの前身は何であったのか、どのような経過によって労工協会に身を任したのかについての記述は一切ない。

7 「第二号 華人労務者調査書類」

この綴は、日本鉱業株式会社日立鉱山事務所が華人労務者を1945年11月29日に送還した後、そう遠くない時点で作成した書類である。254までナンバリングされているので、B4用紙120枚程度のものを二つ折りにして綴じたものである。華人労務者を使用する各事業所は、外務省に46年2月末段階の「顛末報告書」を提出し、また内務省も府県を通じて各事業所に朝鮮人・中国人労務者の調査などに関する通牒を出した。この資料は、提出した資料の一部が提出資料の基礎データと考えられる。ここで華人労務者導入と送還について、明らかにされている内容を簡潔に振り返っておこう⁹。

日中戦争から始まる長期戦によって国内の労働力は極度に減少し、朝鮮・台湾からの徴用に加え、親日傀儡政権を樹立した中国や占領地からも労働力の移入を図った。1942年11月27日の閣議決定「華人労務者内地移入ニ関スル件」に基づき、43年4月から45年6月までの間に、38935人が移入され、戦後直後の日本政府の調査によれば、集計時点（21年2月末）では死亡者6830人とされ、死亡率17 %にも及んでいた。労働者の89%を供出したのは前項にも出てきた華北労工協会で、同協会は41年7月、華北政務委員会のもとに北京に設立されていた公認の労働者紹介機関である。そこから紹介される労働者は、河北省石門（現、石河荘）などに設立された労工訓練所などで一定の訓練を経たものであった。石門労工訓練所は1939年3月に設置されていた石門臨時俘虜収容所であり、その収容所は「獲得俘虜（被検挙者ヲ含ム）及婦順匪中特ニ教育ヲ要スル者ヲ収容シテ、之ヲ訓練教化シ帰郷若クハ勞工移民セシムル目的」であったという¹⁰。

中国政府軍兵士・八路軍兵士などの捕虜やさまざまな被検挙者、さらには「行政供出」の対象となったものなど、多様であった。前項に、小隊長の全員が大連に行くという話で

乗船したと記されていたように、43年ころまで、収容所・訓練所で一定の時間を過ごした後、大連・満州に行くというのが多かったのである。

3万人余の中国人労務者を抱えて敗戦を迎えた日本政府は、直ちにその善後策に乗り出す。内務省では、8月17日に「華人労務者取扱ノ件」により、作業を中止して速やかに帰国させることを決定し、賃金清算などの跡始末を行い、9月末には各府県が査察班を組織して各事業所労工との契約事項履行の有無、死亡者の調査や紛争事件の調査などを行うよう定めた。

外務省も中国人労務者対策に乗り出した。大東亜省・軍需省廃止に伴って8月26日に外務省に管理局が設立されるが、その重要な業務の一つが在外邦人の引揚であり、中国人労務者・朝鮮人労務者の本国への送還はそれとセットになっていた。蒋介石政府も連合国軍を介して、在日中国人労務者に関する情報を求めてきた。内務省と外務省の素早い対応は、戦争犯罪訴追の対象から逃れることと、在外邦人の早期帰国の環境整備にあった。

内務省は各府県を通じて、外務省は16人の調査員を派遣して現地調査を実施し、外務省は全国135事業所に「華人労務者就労顛末報告書」を提出させ、それをもとに5分冊の「華人労務者就労事情調査報告書」を作成した。この報告書は1960年ころから国会答弁において所在不明とされてきたが、1993年に前記調査員の一人の手元に保管されていたものが公にされ、全体像が明らかになった¹¹。

表3は、資料7の「調書類綴」に綴じられている各文書の内容である。様式一の甲・乙の名簿によれば、受入人数997、転出1、送還785、死亡204、行方不明4、残留3である。一の乙には本籍・年齢・元職業に加え、「一般募集、元俘虜、囚人」という三つのチェッ

表3 日立鉱山就労華人労務者調査

文書種類	文 書 名	記 載 事 項
様式一の甲	華人労務者名簿	本籍・氏名・年齢・受入月日・転出・送還など
様式一の乙	華人労務者名簿	本籍・氏名・元職業・年齢・一般募集・元俘虜など
様式二	華人労務者死亡名簿	本籍・氏名・年齢・募集方法別・死亡場所・原因・処理方法・金額
様式三	一般人二対スル華人労務者不法行為調	月日・華労事業職名加害者氏名・被害者住所職名氏名・件名・被害額・概要・措置
様式四	事業主二対スル華人労務者不法行為及不法要求調	月日・華労事業場名・被害者住所職業氏名・件名・不当要求種別額・被害額・概要
様式六	華人労務者管理者調	管理者本籍住所・職名・氏名・年齢・管理機関・管理種別
様式七	華人労務者移動概況調	年月日・移動概況
様式八	華人労務者関係費用調	款・金額・項・金額・一人当り金額・摘要
様式九	華人労務者終戦前後ノ費用調	同上
参考	船中死亡者名簿	本籍・氏名・年齢・募集方法別・死亡年月日・場所・死因・処理
参考	華人労務者宿舍逃亡調	検挙年月日・被疑者氏名・事件の詳細・取調警察官氏名
参考	華人労務者管理状況調	就労時間・賃金・諸給与・食料・医療・浴場・着山後措置・就労種別作業内容・賃金支払方法・死没者・寮・稼働成績など

出典：「第二号 華人労務者諸書類綴」。

ク欄があり、さらに「元俘虜」は「重慶軍、八路軍、新四軍、其ノ他」の4種に分けられている。全員「一般募集」の欄にチェックされ、さらに重慶軍89、八路軍51、其の他27人にもチェックが入っている。俘虜も一般募集の範疇にしているのであろう。実際がどうだったのか、確認する術はないが、様式三の「一般人ニ対スル華人労務者不法行為調」の一事件（45年10月31日）で、福島県磐城郡植田町において「今晚重慶兵が入場乱暴シタラヤツツケテヤロウ」と相談していたという事例から、近隣の住民は鉱山で働く華労の多くは俘虜になった兵士が多いと認識していたといえる。

表4は日立鉱山で働いていた華労を、受け入れたグループごとにA～Eの記号を記して出港地から送還までの経緯を記した様式七をまとめたものである。C・Eの場合は東シナ海を横断するのに長い日数を要しただけでなく、高い船中死亡率であり、Dの峯之澤鉱山（静岡県磐田郡、日本鉱業経営銅山）における死亡率も極めて高い。右端の死亡率に見られるように、C D Eは極めて高い死亡率である。過酷な条件におかれていたことは数字が語っている。帰国は全員11月26日の日立駅発列車により博多に着き、29日博多港から江ノ島丸に乗船して北支に向け出帆した。様式一の甲・乙の名簿とも997人となっているが、様式七では1105人と208人多くなっている。その理由はおそらく様式一にはDが参入されていないのではないかとと思われるが、詳細は不明である¹²。

様式三の「一般人ニ対スル華人労務者不法行為調」には、1945年7月16日の華人と朝鮮人労務者との紛争から、11月25日まで96件の紛争が記されている。様式四の事業主に対する要求は、毛布や陸軍の外套・軍服の要求が主であり、中に一件、数人が「県資材課ニ来リ中国軍帽ヲ作成セヨト強硬ニ要求シ、作成セシメ代金ヲ鉱山側ヲシテ支払ハシメタルモノ」がみられる。

最後の管理状況調は、着山後1か月間を訓練期間として輸送中の疲労回復のために保養

表4 集団単位の華人労務者の概況

集団	出港 年月・港	入港 年月・港	出発 人数	到着 人数	船中 死亡数	従業経過	送 還	送還	死亡率
A	S19.6.4青島	6.8下関	161	161		日立鉱山採掘精錬業	途中帰国7、鉱山死亡11、留日2、不明2	139	7%
B	S19.7.2青島	7.10下関	47	47		同上	途中帰国1、鉱山死亡3、転出1	42	7%
C	S20.1.12塘沽	1.22下関	300	272	28	同上	下関死亡3、列車中死亡7、鉱山9、留日1、不明2	210	16%
D	不詳	1.6下関	197	184	13	静岡県磐田郡峯之澤 鉱山、4.6同所より日立へ	列車中死亡3、峯之澤死亡66、日立死亡8	107	46%
E	S20.5.15青島	5.29富山	400	333	67	富山より日立へ	列車中死亡7、鉱山死亡46	280	30%
計			1105	997	108		列車中17、峯之澤66、鉱山77、下関3、死亡計163	778	25%

出典：「様式七 華人労務者移動概況調」。

させたとし、宿舍・寝具・医療・食料について具体的に記し、医療についても医者を派遣し「随時入院治療セシム」と十分な待遇であったと述べ、作業に際しても「労務管理ノ不適ニヨル事故者僅少」とする。

「外務省報告書」を紹介・考察した松沢・田中両氏が指摘しているように、待遇や賃金など華人労務者の取扱い、死者に対しても合理的な対応を行ない、非難されるべき点はないことを明らかにする意図を持って作成された報告書である。しかし、高い死亡率、戦後直後からの華人労務者の不法行為に関する詳細な記述などを見ると、過酷な環境であったことはいうまでもない。

8 「反軍策動其他二関スル参考」

この資料は、表紙表・裏と目次はB5版用紙に肉筆で記され、本文はB5の台紙に活字・石板印刷・孔版印刷と思われる一枚ものが貼付され、台紙に算用数字で32まで頁番号が打たれ、細紐で綴じられている。表紙にはWDCが付した番号に加え、日本語で「共産党の軍人に対する働きかけ 昭和六、七年頃」と記されている。

「目次、件数」は32あり、1の「反軍論調言動概見表」は昭和4年から7年まで各年の件数が記される。4年では総数1055を手段別（新聞雑誌単行本、宣伝印刷物、演説協議会言動、演説展覧会落書）、内容別（戦争反対、徴兵制度反対、軍国主義反対…）に分けて件数を記す。2の「軍隊（軍工場）内細胞組織及策動概見表」は活字で昭和2年から7年まで、1件ごとに概要を記している。2年は1件、3年も1、続いて12、19、24、20件と増加している。3頁から15頁にかけては軍隊内における細胞やグループの活動、人間関係を、孔版印刷（あるいは肉筆も）で図示したものである。例えば一三の「昭七 横須賀ニ於ケル日本共産党艦内細胞系統要図」は「三水河田（山城）、三水吉原（長門）、三機兵西氏（榛名）ノ三名ハ昭和七年五月以来隊外共産党軍事部ノ指導ニ依リ革命的グループヲ結成、各所属艦其他ニ於テ巧ニ主義ノ宣伝ヲ為シ之ガ拡大強化ニ腐心シツツアルコト発覚セリ」と記し、他軍艦などとの関係を図示している。16には「女共産党員ノ巧妙ナル策動振り」として4コマのイラストが付されている。

17頁は「軍隊（軍工場）ニ於ケル反軍運動件数概況」として、昭和4年から7年までの件数と「主ナル運動事例」が記されている。4年は8件、5年8件、6年10件、7年14件の事例が簡潔に記されている。この頁は活字である。以下、18～32頁まで反軍運動の事例を15件採りあげ、イラスト入りで紹介する。昭和5年の3番は、「軍旗祭当日所内各所ニ檄文貼付」と、「四月二十五日若松歩三十九軍旗祭当日一般民ノ出入ヲ許シタルガ、午前十一時ヨリ午後四時迄ノ間ニ隊内数ケ中隊ノ便所及空兵舎ニ反軍ビラヲ撒布ス」という事



図1 反軍パンフレットを渡そうとする女給

件、図1は6年の3番、習志野騎兵第十四連隊正門で、船橋町洋食店の女給が数部のパンフレットを渡そうとしたところ拒絶され、歩哨を「軍国主義ノ犬ダ」と罵倒したという図である。

この綴りがどこでどのような意図によって作成されたのか、どこに保管されていたものかも不明である。大正末期から満洲事変までは、社会風潮として軍縮を求める意見や反軍的意識が強く、社会主義者・共産主義者の中には反軍的行動をとるものがあらわれたことも良く知られている。「アジア歴史資料センター」の文書の中には、こうした事件の個別報告書がいくつか掲載されている。しかし、このような形でまとめられたものは確認できなかった。

9 「軍事極秘 第二二四二号 事変の教訓 第七号 化学戦の部」

本資料は、『十五年戦争極秘資料集 第18集』（不二出版、1989年）の資料番号11に収められている。粟屋憲太郎・吉見義明両氏による解説があり、また日本軍による日中戦争期の化学戦、毒ガス使用に関しては中国の資料を使って詳細に明らかにした斎藤道彦氏の研究もある¹³。活字、目次などを除き見開 B5版の本文18頁と、A4程の戦例12例が図解入り

で挿入されている。教育総監部が作成し「化学戦遂行上形而上下ニ互ル実践的原則ヲ窺知スルヲ得ベク国軍ノ為貴重ナル教訓ヲ垂ル、モノト謂フベシ」と、まさに帝国陸軍全体の毒ガス戦の教訓とする意図で編集された報告書である。効果・計画準備・実施は一般的な内容であるが、12の戦例は図解入りで極めて具体的である。

10 「(特別・普通) 要視察人名簿」

この資料は、日本課の書棚に麻縄のような紐で十字に縛られ、放置されていたものである。定かでないが、カードの大きさはB5程度であっただろうか、縛った状態で高さは20 cm前後はあったと記憶する。一番上に表示したように、Sack No.、Item No. を記し、WDC の与えたタイトルが英文で記されている。アルファベット順とされているが、そうではなく順不同であり、当初はアイウエオ順、あるいはイロハ順でなかったかと推測される。

縄をほどいてカードを見ると、大変興味深い内容であった。大正末期から昭和初年に時期は限定されているが、共産主義者・無政府主義者など個人のあらゆる情報を表・裏に記したカードである。ざっと見て、知っている名前、興味深そうな内容のカード、35人分を自らコピーして持ち帰った。これは全部収集する価値がありそうだと考え、マイクロオーダーすることとした。1500枚あると概算し、表・裏を各1コマに撮影するとして、約3000コマの撮影をオーダーした。

出来上ったものは、カードを一枚ずつずらし、1コマに異なる人物のカードの表と裏を撮影し、1794コマとなっていた。同じカードを続けて撮っているもの、同一人物でもカードが複数枚あるものもあり、1500人をそんなに超えないと思われる。ただ改めて見返してみると、マイクロでもまたそれを電子化したものでも判読不能のコマがいくつも見られる。元のカードの文字が悪いのか、撮影が悪いのかは判断できない。マイクロオーダーをした際にはMOJ 番号は付されていなかったが、出来上がったマイクロには、5003という番号と、私が付けた「内務省カード」すなわち“Naimu - sho Kado”というタイトルが付されていた。最初に見た印象は、まさに「カード」であったのだが、内務省が「カード」という言葉を使うかは疑問であり、「名簿ニ編入」「名簿ヲ削除」など当時の使用例に準じ、「名簿」とする¹⁴。

この資料は量も多く興味深いと思われるので、項を変えて少し詳しく見ておこう。

三 「(特別・普通)要視察人名簿」について

1 概要

1886(明治19)年頃から三大事件建白運動、大同団結運動、さらには議会開設を控え、政党政社員の活動が盛んになるに伴い、政府は保安条例を發布して多くの活動家を府下3里外に退去させるなどの弾圧を強めた。86年には、従来の政治関係を担当していた「国事警察」を「高等警察」という名称に代え、89年12月に警視庁は視察を要すべき対象者を甲(「全ク政党政社員若クハ政治思想ヲ有スル者」)と乙(「未ダ判断不明ノ者」)に分類して各警察署から報告させた。さらに94年6月には、従来の視察関係規定を統合した「高等警察視察人偵候内規」を定める。これは視察対象を人物や団体などに分類し、人物は「政党员及政党ニ傾向アル者」から退職文武官など多様な人物を対象にし、彼らを毎日視察する第一種から便宜視察までの五種のランクに分けていた。このように、明治前期に主に政党政社員を対象とする高等警察の仕組みが整えられていった¹⁵。

治安警察法公布(1900年)、日露戦争前後(1904、5年)から高等警察の対象が変化し始める。「視察ヲ要スル人」の中心に社会主義者を指す、「政治時事ニ関シ平素極端ナル思想ヲ抱懷シ或ハ常ニ粗暴過激ナル言動ヲナス人、又ハ之等ノ人ヲ教唆使喚スル人」が置かれた。そして1908年6月の赤旗事件を機に、社会主義者への視察と弾圧が強化される。名簿に登録した人員は100名ほどだったのが500名を越え、彼らを三段階に分けて挙動を注意し、さらに社会主義者の動静を「社会主義者沿革」としてまとめた。この時期、1908年8月の「社会党ニ関スル調査」として、簡単な記述の石川三四郎以下82人の名簿が大原社研に写真版で残されているという。

続いて1910年5月に発覚した大逆事件を機に、社会主義者に対する取締りは一段と厳しくなっていた。11年4月に開催された地方長官会議の議を経て同年6月、内務省訓令として「特別要視察人視察内規」が制定される¹⁶。また同年8月、警視庁は高等課から特別高等課を分離新設する。

この視察内規において、従来さまざまな系統を「社会主義者」として一括していたものを「特別要視察人」と総称し、第一条で、無政府主義者、共産主義者、社会主義者、土地復権を唱えるもの、国家の存在を否定するもの、以上のどれか一つに該当するものを特別要視察人と規定する。第二条で特別要視察人のうち一から十までのどれかに該当するものを甲号、「甲号ニ属セザルモノヲ乙号」、さらに甲号・乙号に「同情ヲ表シ」「疑ヲ容ルヘキ事情」あるものを丙号、の三種に分ける。甲乙丙の分類は、第二条の包括的な記述からみて、高等警察が危険とみるランク付けと考えてよい。そして第三条は、視察対象者の境

遇・人望・体質・相貌・性癖・嗜好・思想に変化を来した動機など、23項目を列挙し「左記ノ事項調査ノ上別ニ定ムル所ノ様式ニヨリ名簿ニ記入スベシ」とする。第十三条で死亡や誤認、あるいは思想の変化により名簿を削除するときは理由を詳記し、旧名簿を保存するように定めている。

『原敬関係文書』第八巻には内規に続いて、その雛形の写真が掲載されている。B4程の用紙に印刷したものを二つ折りにし、片面1頁B5版くらいで、6頁からなっている。種別・登録番号・氏名などに続き「現住所編入年及年月日」は、「明治 年 月 日ヨリ」と印刷され、さらに「思想ニ変化ヲ来セシ理由」「家族ノ関係」「系統」「資産収入及系統」「境遇」など、多くの記述欄が設けられている。

大逆事件前の視察対象者は甲乙併せて560人だったのが、事件後には994人に増加したとされる。これらの視察対象者個人が印刷された用紙(名簿)に記入されたのであろうが、「実際どのような範囲にどのような視察がなされたかはほとんど明らかにならない」¹⁷とされている。

1910年代末から20年代初頭にかけ、種々の規定や内規の改定が行われた。労働要視察人、思想要注意人などの取扱が変更され、1919年8月には「高等視察内規」が改定され、「普通要視察人」が位置付けられる。同内規第一条において、普通要視察人を特別要視察人・準特別要視察人(旧丙号)・要視察朝鮮人などを除くものとし、第二条で普通要視察人を定義し、本論に関係する条項は第一の「一政治又ハ時事問題ニ関シ過激ノ言動ヲ為ス性癖アル者、二労働問題等ニ関シ過激ノ言動ヲ為ス性癖アル者」である。第四条で警察官・署長は書式に基き所轄内要視察人の「原票」を作製し、出入・行動などを記入すべしとする。掲載されている原票雛形は、1911年の特別要視察人の雛形に比べ、記載すべき項目はほぼ同じであるが、前者が3丁6頁(あるいは3枚表裏)であるのに対し、1丁2頁(1枚表裏)と、記述欄は狭い。この高等視察内規は1935年9月に改定されて「普通要視察人視察内規」となるが、第一条、第二条とも大きな変更はない¹⁸。

1921年7月に1911年の「特別要視察人視察内規」が改正され、丙号を削除し、甲乙に繰り入れるものと「普通要視察人」として視察を継続するものとに分かれた。土地復権を図るものが削除され、視察対象を何かの運動、あるいは行う恐れのあるもの、すなわち「特ニ視察ヲ要スルモノ」に限定したのである。21年1月に3者合計569人(甲215、乙231、丙123)であったものが、翌22年には519人(258、261)になった。こうした改定は、デモクラシー、ロシア革命の影響などによって乙号や丙号など、社会主義的風潮に染まる人が多くなったこと、学生の中に社会科学関係の研究会が流行し、学生団体取締りが重要になったことにより、従来の「丙」クラスへの視察が手薄にならざるを得なかった状況の反映と

される。関東大震災、難波大介の虎の門事件、治安維持法制定反対運動などを経て、特別要視察人の数は着実に増え、1926年11月には甲480、乙347の合計827人となり、さらに以前の丙にはほぼ相当する「思想要注意人」は3013人にも及んでいる¹⁹。さらに3.15事件を機に、特別高等警察を主とする取締り機構はいつそう充実されていく。

政府・内務省は警視庁・各府県警察部の高等警察、特別高等警察を駆使して20世紀になるころから社会主義・無政府主義を唱道するものだけでなく、労働運動・社会運動の活動家は言うまでもなく、その「恐れのある者」への監視を強め、規制していったことはよく知られている。資料的限界があるなかで、何人もの先学により、それらの組織、仕組みがどうであり、どのように運用されていったのかはかなり明らかにされてきた。特別高等警察はその組織と強大な権力により、団体は言うまでもなく、数百人、数千人の個人を「視察」し、膨大な情報を「名簿」として蓄積していた。そして取締当局は、それらを分析し、情報を共有するために「社会主義者沿革」「特別要視察人情勢一斑」「社会主義運動ノ状況」「社会運動ノ状況」と、名称を変えつつ年度報告を作成していった。

ところがこの分野の第一人者ともいべき荻野氏が、「現在見いだしうる、いわば『生』の報告類はそれほど多くはない。府県警察部及警保局の段階で、それらを集成して『概況』や統計的数値に加工してしまっているため、素材としての大量な『報告』はほとんど残されていない」²⁰と嘆くように、まとめる前の報告類、名簿は見られないのである。その原因は、敗戦直後の警察、行政文書の焼却に加え、残存していると思われる警察文書の非公開にあることは言うまでもない。

ここで紹介するのは、警視庁か内務省か不明であるが、WDCによって押収された警察関係文書の一つである。おそらく公文書の外観を呈していないという理由もあって、長らく議会図書館の書棚に放置されていたのであろう。

前述した鹿野氏の「未整理の文書」の中に、「要視察人略名簿・乙号特別要視察人名簿136枚ある」との記述がある。点数、タイトルから見て、これと異なることは疑いない。

2 内容の紹介

名簿は2種類からなっている。日本共産党員として1928（昭和3）年の3.15事件で検挙されたのち、日本古代史研究家として知られるようになり、さらに戦後は1949年の衆議院議員総選挙に当選し、1964年に同党を除名された渡部義通の名簿が2種類存在する。その渡部の名簿によって、両者の相違などをまず見ておこう。

図2の右が表（おもて）面。本籍・出生地・氏名・生年月日・変名・職業・生活状態・人相特徴の項目に続き、「大正 年 月 日」と印刷された住所移動月日の欄がある。

住所欄は大正14年3月6日の福島市への転居のみが記されており、その左の「上下一一八七・・・」は図3の付箋のコピーである。左が裏面で性行・学事・系統・兵役干係・団体干係・刑罰・経歴言動・備考となっている。渡部の場合は、職業が明大生、生活状態は「兄ハ資産約一万円ヲ有スルモ商業ニ失敗シ財政裕ナラス」、人相特徴も詳細である。裏面の性行は「性剛慢ニシテ過激性ヲ帯ヒ売名的行為アリ」、学事は小学校卒業後師範学校へ入学、3年で退学、明治大学に入学、「目下同校ニ在籍中」、系統は共産主義、経歴言動は「福島県ニ政治研究会支部ヲ設置スヘク主脳者トシテ奔走シ居ルノミナラズ、労働問題小作爭議其他社会問題ニ関連シ危険思想宣伝ノ行動アリ」、続いて異なる筆跡で、東北新経済新報、東北大衆新聞社、福島毎日新聞社などの記者になったことを記し、最後に括弧内に「大正十四年十一月十三日福島県」と記している。最後の記述は、福島県警察部からの報告に基づくものであることを示しているのであろう。

図2 渡部義通の名簿①

図3の表（おもて）面は、種別・系統・氏名・生年月日・別名・団体関係・生計の途・人相特徴・性質素行・本籍・生地の項目の次に住所と移動月日「昭和 年 月 日」の欄があり、その下段に年月日・編入庁の記載欄がある。裏面には編入事由・交際関係・学事・兵役関係・刑罰・備考の欄が設けられている。渡部の場合、種別は甲号、系統は共産、団体は全日本無産青年同盟・日本労働組合評議会福島・合同労働組合福島印友会、生計の途は「下宿料ハ勿論日常費ニ窮シ居レリ」、人相・性質などは図2とほぼ同様、住所の欄は昭和を二重線で消して大正15年4月9日から始め、その下段「編入庁」の欄は「15.3.11 福島県」と記され、昭和3年3月市谷刑務所となり、4年11月7日千葉市登戸、編入庁は千葉県となる。裏面の編入事由は、1925（大正14）年福島県での活動を簡潔に記し、「大

表5 特別・普通要視察人の経歴・言動

人 名	本 籍	職 業	系 統	種別	経 歴 言 動 等	府・市
1 矢崎源之助	山梨県中巨摩郡三恵村	精米業	共産主義	乙号	大正10年今井信造らと思想団体華人会設立、10年12月乙号編入、昭和4年削除	ナシ
2 山口春雄	香川県高松市浜町	齒科技工士	共産主義	甲号	旧労働香川県支部高松支部員、農民組合再建を企つ、昭和5年死亡削除	ナシ
3 深沼弘風	福岡県伊達郡那珂川俣町		無政府主義	(甲)	福田大將・宮内省・歩兵連隊等に不穏文書郵送、大正14年6月甲号特要編入	大井町
4 橋本登美三郎	茨城県行方郡潮来町	車輦新聞勤務	共産主義		大正13年早稲田大学雄弁会で稍過激な言談、容疑の点あり、昭和6年10月削除	隅田村
5 藤野一巳	神奈川県愛甲郡依知村	車輦工場職工	無政府主義	(特)	大正12年2月11日三法案反対示威運動に参加、不穏の言動により検束、昭和2年3月解除	千住町
6 八太舟三	三重県津市分部町	組合基督協会牧師	社会主義	乙号	明治学院中学部卒業、現代制度・資産家を呪うが如き言辭を弄する等素行不良、特要編入	ナシ
7 林要	山口県能毛郡東荷村	同志社大学教授	社会主義	(乙)	同志社大学社会科学部教授、修正主義的マルクス主義、社会民衆党京都支部員	
8 原田末松	福岡県田川郡深銅村	自由労働	無政府主義		自然見連盟、大連事件後市ヶ谷刑務所に至り、刑死体強要、検束、大正14年12月、乙号編入	
9 荻原中	千葉県香取郡多古町	電気工	共産主義		大正14年政治研究会全国大会議長	
10 吉田常之助	山口県豊浦郡阿国川村	衆議院守衛	反動団体		思想善導会、後備歩兵伍長	尾久町
11 依田光二	東京市小石川区茗荷谷	無職	共産主義	甲号	皇国至誠団副団長、海軍予備少將	代々幡
12 渡部義通	福島県南会津郡伊南村	明大生(退学同様)	共産主義	甲号	福島県に政治研究会支部を設置すべく奔走、労働問題・小作爭議等危険思想宣伝	
13 天上松太郎	東京市芝区柴井町	東横浜駅飯車部技工	無政府主義	甲号	日本社会主義研究会、北風会、大正10年7月28日甲号編入、昭和4年2月神奈川県により削除	
14 岡千代彦	鳥根県松江市奥谷町	活版印刷業	社会主義	乙号	明治33年誠友会を組織而活版職工を糾合、39年日本社会党評議員甲号編入、大正5年乙号編入	ナシ
15 野中俊治	新潟県三島郡富本村	ミシン縫工	無政府主義	乙号	大正10年日本社会主義同盟加盟11年乙号、昭和10年削除	ナシ
16 長山直厚	新潟県南島郡元砂町	プロカー・生活困難	共産主義	甲号	砲兵中尉、大正9年10月シベリヤより帰隊後不穏言動、12年入露共産党政府と密接なる関係	八王子
17 和辻哲郎	東京府南葛飾郡都元砂町	大学教授・著述業	社会主義		主義者加藤一夫主幹雑誌自由人を購読、特異の言動なし、性行温良、悪評なし昭和2年削除	千駄ヶ谷
18 根本勝美	東京府荏原郡品川町	専売局職工・専修大学生			苦学生、弁論部員として過激の言動、大正15年出版法違反罰金40円、活発伶俐、昭和2年5月死亡	
19 野坂参式	山口県阿武郡萩町	著述業	共産主義	(甲)	友愛会、日本労働総同盟、日本共産党、大正14年3月特要甲号編入	入新井町
20 長谷川祐三郎	静岡県磐田郡袋井町	実業ノ世界社編集部員	共産主義		小学校準教員を経て上京、帰郷袋井青年団長、青年日本党組織し総裁	
21 野中誠之	熊本県熊本市	政治研究会事務員	無政府主義	(特)	大正2年渡米12年帰朝、大正14年3月13日特要に編入替に付削除	
22 時永良一	北海道小樽市	元水産講習所助手	共産主義		旭川合同労働組合、大正15年上京、昭和4年9月死亡	
23 田辺武雄	山梨県東山梨郡七里村	材木竹商	共産主義	甲号	不敬罪爆發物取締法違反治安維持法違反として懲役4年、保釈、死亡	ナシ
24 田中佐市	神奈川県横浜市滝頭町		無政府主義		赤旗会員、あけぼの会を組織し会衆に社会主義を講話、明治43年11月不敬罪、昭和4年3月削除	ナシ
25 高橋昌雄	横浜市住吉町	人夫請負業	社会主義		齊藤光太郎一派に属し一時言動過激、騎兵軍曹なるも熱位剥奪、昭和4年2月間除	ナシ
26 井上康治	神奈川県足柄下郡小田原町	著述業			自由人連盟、社会主義思想を抱持、大正13年4月大阪等を旅行同志の状況を視察、昭和7年削除	
27 渡辺實夫	長野県上伊那郡那珂川村	市場経営	社会主義	(特)	早稲田専門部退学、元社会革新連盟創設者、消費組合組織、昭和7年駒込署裏議により削除	
28 高田國	鹿児島県指宿郡額姓村	自由労働	無政府主義	(乙)	13年10月上京、黒色青年連盟、思注大沼渉等と行動、大杉栄追悼集会出席検束、特要編入	
29 前田九二	鹿児島県薩摩郡隈之城村	活版工		(甲)	大正12年三法案反対運動、同年メーデー等で検束、大正14年9月乙号特要編入	
30 松田辰之助	和歌山県海草郡内海町				大正11年上京、進め社支社、大正14年名古屋転居近藤紡績職工、解雇、甲号編入	
31 松田實	群馬県高崎市	日本大学予科生			熱心なキリスト教徒、温順、素行不良等認めず、昭和6年削除	三河島町
32 間見江福松	宮城県仙台市	機械仕上職工			砲兵工廠職工を罷業の際解雇、大正9年10月労働に編入、後特記すべき言動なく12年名簿削除	
33 古田大次郎	府下豊多摩郡渋谷町	石油コンロ職工	社会主義		早稲田中退、日本社会主義同盟、ギロチン社、福田大將暗殺事件等にて収監、14年10月死刑	渋谷町
34 細井和喜蔵	京都府与謝郡加越町	香具師			13年思安松本淳文藝堂展覧会に關係せるなど容疑の点あり、14年8月病死	亀戸町
35 肥後盛蔵	横浜市南吉田町		無政府主義		全国香具師等(要注意)と親交あり、主義的言動あり注意を要するもの	ナシ
36 古田大次郎	府下豊多摩郡渋谷町				建設者同盟、日本社会主義同盟、早稲田退学、福田大將暗殺未遂事件などで収監、14年10月死亡	渋谷町

編入換えになったものは、カッコで特・甲などと記した8人、特別も含め死亡ではなくて解除されたものは12人、死刑が1人、死亡が5人、「反動団体」とおぼしきものが3人（番号10,11,35）である。

述べてきたように、筆者が確認できた要視察人個人名簿の雛形は、1911年の「特別要視察人名簿様式」、1919年改訂の高等視察内規に付された「普通要視察人原票 第一号、第二号様式」の両者である。図2と19年の原票、図3と11年の「名簿様式」は形態と記載分量においてかなり異なるが、記載されるべき項目・内容について、そう大きな相違はない。図2は大正末期、1924、25年から1932,33年にかけて書き継がれており、図3は渡部のように大正末期の記載があるものもあるが、多くは昭和初年から32,33年にかけてである。時代による変化とともに、各府県によって「名簿様式」「原票様式」に沿いつつ、若干の相違があったことによるのであろうか。

これらの名簿がそもそもどこにあって、どこから接収されたのかは明らかでない。経歴などの中に「府下」といった記述があること、また表5右端の「府・市」の欄に「ナシ」と記した7人のみが、住所欄で東京市内・府下に住んでいたことを確認できないなどの点からすると、警視庁から接収した可能性が高いが、内務省から接収した可能性も否定できない。

前述したように、1911年に要視察人以外に特別要視察人甲・乙・丙が設けられ、19年の改定により普通要視察人が設定され、21年に丙が削除され。さらに高等視察内規第二条第一種の第一項と第二項に対応するものとして、普通と特別の中間にあたる「思想要視察人」と「労働要視察人」も設けられる。表5の中では、32の間見江福松が1920年に「労要」に編入されている。同人は1909年に砲兵工廠職工となり、19年の罷業に際して「盛ニ脅迫扇動ヲ為シ」たために解雇され、次の職場は20年8月に不況のために解雇され、被解雇者の代表として会社と交渉にあたった。こうして10月20日に「労要」に編入される。21年春頃より「露店ヲ営ミ生活シ居タル」が、21年9月、神田佐久間町写真機械製造所精工社の職工となり、その後「特記スル言動」がなかったため、23年に削除したという。しかし名簿には1925年4月の転居も記されている。

34の細井和喜蔵は小学校卒業後上京し、各所を転々としていたが、亀戸町に居を落ち着け、「月収約四十円、外ニ内妻トシハ女工トシテ約三十円位ノ収入アリ、生計下流ナルモ困難ナラズ」、「性温和ナルモ激シ易シ、素行別ニ悪評ナシ」と記される。雑誌類に投稿していたが、「思要松本淳三等ノ主催セルプロレタリア文芸展覧会ニ関係セル等ノ容疑ノ点アリ」という理由で、1924年4月「思要」に編入されている。確言できないが、「思要」「労要」のカードも別に作成されていた可能性が高い。

野坂参式は戦後の日本共産党議長、野坂参三である。生活は月収約100円、「稍中流ノ生計ヲ営ム」、性行は「性温和ヲ装フモ陰険ナリ、素行別ニ非難ナシ」であった。1923年6月の日本共産党員一斉検挙によって収監されたが普通要視察人であり、25年3月の日本労働総同盟大会後の3月25日に特要甲号に編入されるが、渡部の図3に当る名簿はない。

もう一人著名な人物は、佐藤栄作・田中角栄の側近として大臣や自由民主党の三役を歴任した、4の橋本登美三郎である。18、33など学生の左傾化が目立った時期であり、橋本も1924年の学生連合雄弁会において「稍過激ナル言辞ヲ弄スル等容疑ノ点アリ」として対象となったのである。実家より学資を受け、「学生トシテ普通ノ生活」をし、性行も「性快活ニシテ素行別ニ非難ナシ」とされる。卒業、研究科進学、東京朝日新聞就職、内縁の妻などの簡単な記載があり、31年10月、削除される。

古田大次郎は死刑囚となった後の著作や詩集で知られている。名簿によれば、「大正十二年震災後大阪ニ旅行スト称シ所在不明トナル、大正十三年八月頃府下平塚村下蛇窪ニ潜伏シ□□出沒シ、青山墓地下谷谷中共同便所内外ニ幕張ヲ致シ福田大将暗殺事件等ニテ収監」され、1925年10月15日、市谷刑務所において処刑されたと記されている。

反動団体と明記されているのは11（海軍予備少将）だけで、「左傾思想ヲ慮スル結果、自ラ皇国至誠団副団長ト為リ」と記されているが、「性剛氣ニシテ素行良」であり、10も「温順ニシテ仁義ニ富ミ近隣ニ悪評ナク素行善良ト認ム」である。35の肥後盛蔵は横浜の香具師、戦後の野毛の闇市、野毛の繁栄を築いた人物でもある。こうした人物も普通要視察人であった。

四 おわりに

「はじめに」で記したように、筆者が米国に滞在した1991年前後は、田中宏巳氏・井村哲郎氏などが、米国議会図書館の接収図書・文書の未整理分を苦勞しながら、それぞれ精力的に調査されているさなかであった。その後それらの成果は大部な目録として刊行され、様々な形で使われている。筆者は、戦前における南洋、東南アジア関係の調査刊行物をマイクロフィルムで収集し、それらは横浜市史資料室で公開されている。

本文の二以下で紹介したものが、米国議会図書館日本課の書棚にあった未整理史料の中から、筆者の専門分野ではないが、興味深い史料として自ら複写、あるいはオーダーして複写・撮影したものの概要である。その後 Yoshimura 氏のチェックリストの刊行以外には、本格的な出版物は本文に記したもの以外承知していない。それに比して、米国国立公文書館に所蔵されている日本関係図書・文書の調査収集と研究は著しく進んでいる。日本の国

会図書館による RG331 (GHQ/SCAP 文書) の撮影・公開によって、戦中・戦後の日本の研究が著しく進み、さらに三輪宗弘氏²¹や石井修氏²²などによる資料集の刊行、筆者も関係する三井文庫を拠点とする日系企業接収資料の研究など、日本には存在しない、あるいは日本を客観的に分析するために調査収集した資料に基づき、日本の近現代史を研究する流れが大きくなっている。

本文で紹介した10点の資料は、戦後日本に進駐した米軍が日本の各所から接収した文書のうち、返還されることなく、1991年冬の時点で日本課の書棚にあった文書・刊行物である。8の刊行物は覆刻で確認でき、1の名簿はマイクロ化されていることが確認でき、2もその可能性がある。印刷物である6もおそらく専門家にとっては既知の資料であろう。7も複数部数作成され、国内にも存在する可能性はある。こうしてみると、全くのオリジナルなものは、5,6の長野県の朝鮮人帰国関係、8の反軍策動、それに10の名簿である。この中でもっとも情報が豊富なのは、10の、1500人に及ぶとおもわれる特別・普通要視察人の名簿である。近いうちに、せめて姓名と簡単な履歴だけでも報告したいと考えている。

- 1 和田敦彦『書物の日米関係—リテラシー史に向けて—』（新曜社、2007年）第三・四・五章参照。同書は後述（注3、4）の研究を踏まえ、米国各種機関における日本関係資料形成の歴史から、日米関係を紐解くという視点に基づく、興味深い研究である。
- 2 鹿野正直「アメリカ国会図書館収蔵の日本関係文書について」（『史観』第73冊、1966年）。
- 3 アメリカ占領軍による文書の接収、その後の接収文書などについては、国立公文書館「被接収公文書の返還」（『北の丸—国立公文書館報—』第3号、1974年）、公文書専門官室「『公文書の接収、返還、未返還台帳』（内閣関係）について」（同前、第34号、2001年）、広瀬順皓「国立公文書館所蔵米国接収文書の概要」（『参考書誌研究』第37号、1990年3月）、田中宏巳「米議会図書館（LC）所蔵の旧陸海軍史料について」（『米議会図書館所蔵 占領接収旧陸海軍史料総目録』原書房、1995年）、井村哲郎「GHQによる日本の接収資料とその後 1、2」（『図書館雑誌』74-8、75-8、1980、81年）、本論はその後同氏編『米国議会図書館所蔵 戦前期アジア関係日本語逐次刊行物目録』（アジア経済研究所、1995年）に掲載された。筆者もこれらを参考にした講演記録「ワシントン D.C. における日本関係資料」（『アーキビスト』29号、1993年）を残している。
- 4 米国において行われた3次に互るマイクロ撮影とその目録の日本語版は、Yoshiko Yoshimura『戦前・戦後検閲資料及び文書（1956年以前） 米国議会図書館マイクロ化資料チェックリスト』（文生書院、2009年）として刊行された。同書の「解説」も接収資料の理解については必須である。
- 5 全四巻、林えいだい監修・編集、明石書店、1991年。
- 6 朴慶植編・朝鮮問題資料叢書、アジア問題研究所、1982年。

- 7 樋口雄一編、緑陰書房、1991年。
- 8 吉村氏の『チェックリスト』第3巻には主に南洋庁文書が収められており、筆者が書庫を調査した際には南洋庁文書の大半は既に別置されていた。2、3はそれから漏れていたものと思われる。しかし、その後2は追加、マイクロ化されたものと思われる。なお南洋開発と朝鮮人の関係については、今泉祐美子「南洋群島への朝鮮人の戦時労働動員」（『季刊 戦争責任研究』第64号、2009年）がある。
- 9 事業所単位の「顛末報告書」も残されているとのことであるが、筆者には報告書とこの資料との異同を対照することができない。
- 10 田中宏「解説をかねた一考察」（田中宏・松沢哲成編『中国人強制連行資料』現代書館、1995年、793頁）。出典を個別に注記しないが、戦時期の中国人労働者については、本資料集の解題と西成田豊『中国人強制連行』（東京大学出版会、2002年）が包括的に論じており、本項の記述は両書に拠っている。
- 11 以上の記述は、『中国人強制連行資料』の前掲田中氏の解題と、松沢氏の解題「『外務省報告書』の作成過程と歴史的背景」による。
- 12 茨城県内の戦時期における朝鮮人・中国人労務者の実態を調べた、相沢一正「茨城県における朝鮮人・中国人強制連行に関するノート」（『茨城県立歴史館報』9号、1982年）によれば、外務省の「顛末報告」に基く報告書（「茨城県中国殉難者の慰霊諸事情」）によって作成された第17表にはDが記されていないが、峯之澤からの移送は記されており、集計上の問題か否かは不明である。
- 13 「日本軍毒ガス作戦日誌初稿」（中央大学人文科学研究所編『日中戦争—日本・中国・アメリカ—』中央大学出版部、1993年）。
- 14 前掲『戦前・戦後検閲資料及び文書』の解説（xvii）には「要視察人名簿多数がある」と記されているが、それらはよく知られている鳥取県警察部の資料や新人会などの団体別、あるいは昭和初期以降の治安維持法違反など事件別であり、ここで紹介する名簿とは異なっていると思われる。
- 15 萩野富士夫『特高警察体制史—社会運動抑圧取締の構造と実態—』（せきた書房、1988年）38～47頁、大日向純夫『日本近代国家の成立と警察』（校倉書房、1992年）249～51頁。
- 16 『原敬関係文書 第八巻』（日本放送出版協会、1987年）287～293頁。
- 17 萩野富士夫、前掲書98頁。
- 18 萩野富士夫編解題『特高警察関係資料集成 第24巻』（不二出版、1993年）史料番号10-14、アジア歴史センター検索番号 A06030011200。
- 19 松尾尊允「解説」xix 頁（『続・現代史資料2 社会主義沿革2』みすず書房、1986年、原資料は「社会主義運動ノ状況」）。
- 20 萩野富士夫『特高警察関係資料解説』（不二出版、1995年）11頁。
- 21 『米国司法省戦時経済局対日調査資料集』（クロスカルチャー出版、2008年）。
- 22 『アメリカ合衆国対日政策文書集成』（柏書房、1996年）。